

慶弔見舞金規程

株式会社縁グループ

第1条（目的）

この規程は、社員およびその家族に慶弔のあったときの慶弔金および見舞金の支給について定めたものとします。

第2条（支給事項の範囲）

慶弔金および見舞金を支給する場合は以下の各号のとおりとします。

- ①本人の結婚（結婚祝金）
- ②本人または配偶者の出産（出産祝金）
- ③本人の業務上の事故等による死亡（弔慰金）
- ④本人の業務外の事由による死亡（弔慰金）
- ⑤本人または家族の死亡（香料）
- ⑥本人の住居が被災したとき（災害見舞金）
- ⑦その他必要と認められたとき

第3条（支給対象）

この規定の適用は、満6か月以上在籍する正社員に限るものとし、パートタイマーおよびアルバイトには適用しません。ただし、社員が退職をする場合には支給しません。

第4条（届出義務）

社員またはその関係者がこの規程により慶弔金または見舞金を受けようとするときは、その事実を証明する書類を添付または掲示し、上司に届け出ることを要します。

第5条（結婚祝金）

- 1、社員が結婚したときは別表1の結婚祝金を支給します。
- 2、結婚の当事者がいずれも会員である場合は、前項に定める祝金を各々に支給します。
- 3、再婚の場合は、前条第I項に定める金額の半額とします。

第6条（出産祝金）

社員またはその配偶者が出産したときは、別表2の出産祝金を支給します。

第7条（香 料）

社員または家族が死亡した場合は、別表3の香料を支給します。

第8条（弔電・花輪）

前条により香料を支給する場合は、代表名をもって弔電を発信するか、もしくは、花輪・生花を供える場合があります。

第9条（他規定との関係）

この規定に基づく慶弔見舞金の支給は、各種任意保険による給付とは関係なく別途に行います。

附 則

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表1 結婚祝金

勤続年数	3年未満	3年以上5年未満	5年以上
支給金額	10,000円	20,000円	30,000円

別表2 出産祝金

給付区分	第一子	第二子以降
支給金額	10,000円	5,000円

別表3 香料

給付区分	支給金額	弔電（台紙）
本人	30,000円	3,000円
配偶者	10,000円	1,000円
実父母	10,000円	1,000円
子	10,000円	1,000円